

乳がん・子宮頸がん検診を実施

町では、乳がん・子宮頸がん検診を下記の日程で実施します。申し込みをした人は受検票と検診料を持参し、直接会場へお越しください。なお、申し込みをしていない場合でも下記の対象者に該当する方は受診できますので、事前にご連絡の上、受診してください。

◇日程

【10月】

期 日	会 場	受付時間
18日	保 健 セ ン タ ー	午前 9 時半～10時半 午後 1 時～2 時
19日	〃	午前 9 時半～10時半 午後 1 時～2 時
20日	〃	午前 9 時半～11時
22日	船 越 防 災 セ ン タ ー	午前 9 時半～10時半 午後 1 時～2 時
23日	〃	午前 9 時半～10時半
〃	大 浦 漁 村 セ ン タ ー	午後 1 時半～2 時半

▷対象者 下記の対象年齢に該当し、本年 4 月 1 日現在で船越、田の浜、大浦、織笠、大沢地区に住所があった方（山田、豊間根、荒川地区は来年度実施します）

▷対象年齢 乳がん検診…40歳以上（昭和48年 3 月31日以前に生まれた人） 子宮頸がん検診…20歳以上（平成 5 年 3 月31日以前に生まれた人）

▷検診料 乳がん検診…2,000円 子宮頸がん検診…1,300円

▷持参する物 乳がん検診…バスタオル

子宮頸がん検診…スカート

◆節目の年齢の方にクーポン券を配布

町では、特定の年齢に達する女性に対し「がん検診無料クーポン券」を配布します。対象となる方はお住まいの地区に関わらず受診できますので、ご利用ください。

▷乳がん検診クーポン券対象者

年 齢	生 年 月 日
40歳	昭和46年 4 月 2 日～昭和47年 4 月 1 日
45歳	昭和41年 4 月 2 日～昭和42年 4 月 1 日
50歳	昭和36年 4 月 2 日～昭和37年 4 月 1 日
55歳	昭和31年 4 月 2 日～昭和32年 4 月 1 日
60歳	昭和26年 4 月 2 日～昭和27年 4 月 1 日

▷子宮頸がん検診クーポン券対象者

年 齢	生 年 月 日
20歳	平成 3 年 4 月 2 日～平成 4 年 4 月 1 日
25歳	昭和61年 4 月 2 日～昭和62年 4 月 1 日
30歳	昭和56年 4 月 2 日～昭和57年 4 月 1 日
35歳	昭和51年 4 月 2 日～昭和52年 4 月 1 日
40歳	昭和46年 4 月 2 日～昭和47年 4 月 1 日

◆問い合わせ 町健康福祉課健康管理係（☎82-3111内線142）へどうぞ。

織笠地区の住宅再建に関する個別の面談会を開催します

町では、織笠地区に居住していた方で、今後新たなお住まいが必要な方を対象に「住宅再建に関する個別面談会」を開催します。これは、9月26日の「復興事業に関する説明会」で説明した内容をもとに、住宅再建の方法や場所、所有する土地の売却などについて、個別に確認するものです。

この結果をもとにして、高台に造成する住宅団地の面積や災害公営住宅の整備戸数などが決定される予定となっていますので、対象となる方はご参加ください。

▷面談でお聞きする主な内容 ▶今後のお住まいの再建方法と場所▶土地所有の状況と売却意向▶その他の相談

▷対象の方

- ・被災時に織笠地区に居住していた方のうち、住宅が全壊、大規模半壊、半壊の方
- ・被災時に織笠地区の高上げ地に居住していた方

▷開催日時と場所 今号に同封されている「山田町復興まちづくりかわら版号外」をご覧ください。

▷面談会の予約について

- ・対象の方に対し面談会のご案内をお送りします。
- ・電話で面談の予約を受け付けますので、面談を希望する時間と場所をご連絡ください。
- ・対象の方の条件にあてはまるにも関わらず案内が届かない場合は、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

◆問い合わせ 町復興推進課復興推進係（☎82-3111内線341、342）へどうぞ。

被災者の医療費・介護保険サービス利用者負担の免除制度について

国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の加入者で、東日本大震災により被災し一定の要件に該当する方についての医療費窓口・サービス利用者負担の免除措置が、来年 3 月31日まで延長されました。

この制度は、震災により住家が全半壊・全半壊の被災をしたか、主たる生計維持者が▶死亡・行方不明または重篤な傷病を負った▶業務を廃止・休止した▶失職し収入がない——などの場合に、医療機関や介護サービス事業所に「免除証明書」または「免除認定決定通知書」を提示することにより窓口負担などを免除するものです。免除期間は 9 月30日までとされていましたが、延長により来年 3 月31日までとなりました。

新しい免除証明書または免除認定決定通知書は、対象者に送付しますので10月 1 日以降は新しい証明書または通知書を医療機関、介護サービス事業所に提示してください。

なお、これまで窓口などに提示していた免除証明書または免除認定決定通知書は、10月 1 日以降使用できませんので、ご注意ください。

※ほかの保険制度に加入している方は、お勤め先など加入している保険者へお問い合わせください。10月 1 日以降介護サービス利用を開始する方は申請が必要になりますので、町国保介護課へお問い合わせください。

◆問い合わせ 町国保介護課（☎82-3111【国保・後期高齢係】内線131、【介護保険係】内線135）へどうぞ。

免除期間が3月31日まで延長